

介護保険負担限度額認定申請について

負担限度額認定の申請に必要な書類

- ☐ 介護保険負担限度額認定申請書
- ☐ 同意書(申請書裏面)
- ☐ 預貯金等がわかるもの(通帳等)の写し

●通帳の写しが必要な箇所（お持ちのすべての通帳分）

(A) 預貯金（総合口座・普通・定期等）の銀行名・支店名・口座番号・口座名義人が分かる部分。

本人と配偶者名義の全ての通帳が対象となります（以下全て同様）。

※基本的には通帳の表紙を1ページ開いた見開き部分に記載があります。（右図参照）

通帳の見開き部分（例）

〇〇総合口座
氏名 ツクバ タロウ
店番号 普通口座番号 ×××△△△△
定期口座番号 〇〇△△×××

〇〇銀行 △△支店

(B) 普通預金の最終残高と直近の年金支給額が確認できる部分。

※直近2か月以内に記帳した通帳の最終残高部分と年金受給者の方は、直近の年金支給金額が確認できる部分をコピーしてください（右図参照）。

※銀行が遠隔地にあるなど、記帳が難しい場合は、直近2か月以内の明細書（残高が確認できるもの）でも可です。

※注意※ 記載内容すべて分かるように、黒塗り等しないようお願いします。

通帳の内容部分（例）

日付	摘要	お支払金額	お預かり金額	残高
4/1			20,000	2,000,000
4/15	ネンキン		140,000	2,140,000
4/16	スイドウ	6,000		2,134,000
4/30	シツリョウリョウ	100,000		2,034,000
.....				
6/15	ネンキン		140,000	2,150,000

(C) 定期・定額・貯蓄・積立貯金等の残高部分。

※注意※ 総合口座通帳の場合、定期・定額・貯蓄・積立貯金等の部分が「ゼロ（無し）」の場合でも、その部分の写しが必要です。

不備がある場合、審査に進めませんのでご注意ください。

○通帳をお持ちでない／紛失した方について・・・

キャッシュカードをお持ちの方は、キャッシュカードの写しとATM等で発行した残高明細とあわせてご提出ください。

通帳もキャッシュカードもお持ちでない方については、申請時にご相談ください。

●その他の資産については、裏面をご確認ください。

●その他の資産（保有している場合）の提出書類

(D) 有価証券（株式・投資信託・国債・社債・地方債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し （ウェブサイトのページを印刷したものも可）
(E) 金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し （ウェブサイトのページを印刷したものも可）
(F) タンス預金（現金）	自己申告
(G) 負債（借入金・住宅ローンなど）	借用書の写し（預貯金等から差し引いて計算します）

※生命保険、自動車、貴金属（腕時計・宝石など、時価評価額の把握が困難であるもの）、その他高価な価値のあるもの（絵画・骨董品・家財など）などは預貯金等の対象外です。

～負担限度額認定申請の際の注意点～

①課税状況を確認します

本人、配偶者及び世帯員全員が住民税非課税であるということが承認要件のひとつにあるため、住民税課税状況を確認します。確認できない場合、住民税の申告をお願いする場合があります。

①②共通の注意事項

※配偶者とは、世帯分離をしている者、婚姻の届出をしていなくても事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

※DV防止法に定める暴力があった場合や行方不明の場合等、勘案しない場合もあります。詳しくはお問合せください。

②預貯金等の確認のため、通帳等のコピーが必要です

現金・預貯金・有価証券等の資産の合計額が、一定額（収入額により異なります）を超えると、負担限度額認定の対象となりません。申請の際は、本人と、配偶者がいる場合は配偶者の預貯金等が確認できる資料の添付が必要です。

③非課税年金（遺族年金・障害年金）の種別の記入が必要です

負担限度額認定の利用者負担段階の判定の際に、遺族年金や障害年金などの非課税年金収入も勘案することになっております。申請書の「年金の種類」の欄に、受給している年金の種類を○つけてください。